横手市廃棄物減量等推進審議会議事録 日時 平成 20 年 3 月 13 日 午後 1 時 30 分~3 時 00 分 場所 横手市役所本庁南庁舎 会議室(公室)

出席委員

長岩嘉悦 1番 2番 柴田丈生 3番 照 井 英 一 佐々木 紀三郎 4番 佐 藤 民 男 5番 6番 赤 川 和 子 小 玉 タニ子 7番 8番 佐藤静子 9番 小松田 かよ子 10番 黒 政 和 子 13番 小棚木 美和子 14番 佐々木 建 治 佐 藤 政 彦 15番 16番 熊谷秋夫 高 橋 登 17番 18番 柴 田 光 雄 19番 佐々木 隆 一

以上17名

市長代理

ごみの減量化など、皆さんおわかりのように以前は自分の家のごみは自分の家で処理してという時代でしたけれど、環境のことを考えますとそういう時代ではないので そういう意味からして大変お金のかかる贅沢類でかたづけられる問題ではないと思いますけれども、だからこそ、一人一人の意識改革が必要になってくるのではないのかなーと思われます。市といたしましても、行政に関しましては出来ることを一生懸命取り組んでゆく訳でございますが、市が一生懸命やっても限界がありまして、一人一人の協力がなければ、減量化に取り組んでいくのだ、と云うそのような気持ちがなければできない仕事でありますから、皆様におかれましても地域において頑張れば出来るということを地域の皆様と共に話し合っていただきたい。そういう中心的役割を皆様にはぜひなっていただきたい。そのように思っております。本日は案件が2件、報告案件が2件ございますが、どれも大変難儀な案件でございますので皆様には、忌憚のないご意見をいただければ大変参考になると思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

課長 議事に入る前に3名の方が新しくなりましたので、一人ずつ簡単に自己紹介を お願いしたいと思います。

- 課長 環境保全職員紹介 会長さんにあいさつをいただいた後、協議に入りたいと思います
- 会長 ただ今事務局の推薦を受けまして、そして皆様の承認を得ましたので、前回に 引きつづき会長になりました長岩です。今後二年間あるわけですけれど、皆様と いっしょに横手市の廃棄物減量化、及び再利用の推進について微力ながら頑張ってまいりたいと思っています。先ほど副市長さんからご挨拶がありましたように、環境化の問題に一つでも役立てるように市民一人,一人の自覚が大事だ と言う お話がありましたけれども、それを受けましてこの後二年間、横手市の一般廃棄物処理基本計画の策定や事業処理,事業汲取り料金の改定など、市民生活に大きなかかわりの問題につきまして今まで審議、討議してきた訳ですけれど、皆様の環境に関する熱い思いを横手市の環境行政に審議会として少しでも役立てていきたいと思っております。いま委員の紹介がありました新しい3名の方が、交代しておりますけれど審議委員20名で、これから横手市の環境行政、特に一般廃棄物の減量・適正な処理、及び処理施設整備などに関してその一助として努めて参りたいと思います。

今回は資料次第にもありますように、協議事項審議1件と報告が2件ありますのでよろしくお願いします。時間の方は、3時頃までと聞いておりますので皆さん拙い意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長 それでは、早速ですけれども6番の議事録署名委員の選任について・・・書記 はいままでどおり事務局にお願いしまして、議事録を残す関係上議事録署名委員 を選任したいと思います。一期目のときにいろいろ番号順にお願いしております 関係から、今回は欠席者もおりますので、9番の小松田さん・13番の新人でありますけれど小棚木さんにお願いしたいと思います。皆さんいかがでしょうか? (拍手) 異議なしとの声がありましたのでよろしくお願いしたいと思います。 それでは、早速協議に入ります。はじめに
 - 1) 平成20年度一般廃棄物処理実施計画(案)について 協議を行います。事務局の方から簡単に説明をお願いします。
- 事務局 基本計画という事になっておりますけれども、今回大きな変更という事で 平成20年度4月から西部地区でプラごみの収集が始まります。これが第1 点それに合わせまして横手市の東部環境保全センターという所がありますけ れども、こちらの方にプラごみのベールをつくる為の1ラインが増設されました。これも4月から稼動するかたちになっております。この2点が今回の 要点になっております。

市の基本計画ですけれども、基本方針につきましては昨年度、19年度と

変わりありません。横手市における一般廃棄物の多様化と資源化の促進をはかるために排せつされる廃棄物を適正に処理するということ、市民の快適な生活環境を確保するというが基本方針としてあげられています。計画の期間は4月1日から来年の3月31日まで 一年間となっております。具体的には年間推定排出量ということで最初に(1)として、ごみの方ですけれども計画処理人口につきましては104.587人になっております。まだ平成20年度になっておりませんが、4月1日の住民基本台帳人口の推定値104.001人になっており、それから20年1月末日現在の外国人登録者が586人でその合計が104.587人で、これが計画人口としております。

次に、ごみの排出総量ですけれども意図して33.326 t というような数 字になっております。これを平成19年度と比較しますと、16t減る計画 になっております。一人・一日あたり873gのごみを排出するというよう な元で計算されております。前の審議会に18年度から始まった審議会に一 般廃棄物の基本計画が策定されておりますけれども、中間目標年度である平 成22年度の数値が876gになっておりますけれども、これよりも若干低 い数値になっております。内訳としましてここにありますけれども、可燃ご みの一般家庭系と事業系 それから資源ゴミの一般家庭系と事業系とわかれ ております。不燃ごみにつきましても一般家庭系と事業系に分かれておりま す。それから粗大ごみも一般家庭系・事業系があります。これのトータルが 33.212 tというかたちになっており自家消費の部分が114 t、合わせ て33.326tです。特徴としましては、一般家庭系と事業系含めました可 燃ごみですけれども、前年計画と比較しますと612tの減となっておりま す。これも19年度の実績に関係ある訳ですけれどもそういうものに基づき まして減にしております。それから資源物の方ですけれども、家庭系・事業 系合わせまして19年度と比較しますと資源ごみリサイクルされていること もあるのですけれど233 t 増と それから不燃ごみにつきましても合わせ まして659 t 増というようなかたちになっております。粗大ごみにつきま しては、逆にこれも両方合わせまして314 t減るという計画で策定されて おります。ここでの特徴は、減るということです。次に移らせていただきま す。

こちらは生活排水のことでありますけれども、計画処理人口につきましては先程と同じであります。水洗化生活雑排水処理人口とそれから排出量について説明したいと思います。1の水洗化生活雑排水処理人口ですけれども、48.703人ということで19年度と比較して188人が少ない計画を立てております。排出量ですが13.137 k ℓ と前年と比較しまして52 k ℓ 少ない計画です。人口の方についてですが、来年度人口の比較とか昨年の実績とか参考にしまして算出された数値です。水洗化生活雑排水処理人口は①合併処理浄化槽②公共下水道③農業集落排水処理事業に分かれております。これの

計が上の人口になっております。

2の水洗化生活雑排水未処理人口これにつきましては5.205人、排出量5.592k ℓ こちらの方に関しましては22k ℓ 減っています。

3 非水洗化人口ということで50.679人、排出量は38.085k ℓ というようなかたちになっております。し尿計ですが、①合併処理浄化槽 ③農業集落排水処理事業と2の水洗化生活雑排水未処理人口の数値をあわせたものが浄化槽汚泥計で、3.非水洗化人口がし尿計でありまして38.085k1です。

次に3、の一般廃棄物の種類、処理量及び処理ということで(1)としまし てごみになっています。これは可燃物・資源物・不燃物・粗大物の 4 つの種 類にわかれております。さらに中に一般家庭系・事業系というふうになって おりますけれども、これのトータルは33.212 t というようなことで前年 度と比較しますと24tの減になっております。上の方から説明したいと思 います。一般家庭系・事業系あわせまして 25.666 t というようなかたちです けれども、一般家庭系のごみにつきましては可燃ごみ総量の66%相当として 算出しております。19年度の実績と推計を基にしております。事業系につ きましては34%として算出しており、計が25.666になっております。次に 資源物ですけれどもこれにつきましては小計が 5.779 t になっております。 こ の数値につきましては平成20年度の目標値と19年度の実施計画数値との 比較により算出された伸び率を掛けて算出しております。プラスチック製容 器包装類の 307 t ありますけれども、これが前年度実施計画数値と 20 年度 目標値との比較により算出された伸び率を掛けて算出されたものなのですが。 20年度は西部地区でプラ収集が始まるということで、今以上のプラ分別の周 知徹底が必要であると書かれてあるが、そういうことでこのような数値にな っております。次に不燃物の方だが、こちらも一般家庭系と事業系 側溝清 掃土砂等と3つに分かれておりこれの小計が 1.213 t という形になっており ます。これも19年度実績を基にしてだしております。1月までの実績と2月、 3 月は推計しまして、これを計画の数値にしております。マルマルとして増 えていますけれど南部地区に新たに増えた不燃物が一因となっています。

次に粗大物になっておりますけれども、これにつきましてもトータルが 554 t となっており 19 年度の実績と 2 月.3 月は推定して算出しております。そしてトータルで 33.212 t です。右側の方に処理区分と処理施設がありますが、参考までに読んでおいてください。

3ページをご覧ください。こちらは、し尿ですけれどもし尿の計画処理量は $38.085 \, \mathrm{k}\ell$ 浄化槽汚泥は $18.729 \, \mathrm{k}\ell$ 合計で $56.814 \, \mathrm{k}\mathrm{l}$ となっております。 収集運搬については 9 業者さんが処理しております。 処理施設は横手衛生センターと雄物川衛生センターと二箇所になります。

次に4、の分別の種類と区分です。可燃物から資源物まで4つにわかれて

おりますが、さらに細かく分けたものが①から⑨まであります。内容については特に変わったところはありません。特にこの中で粗大ごみとありますけれども皆さんの自宅にあるおたすけ手帳というものにくわしく記載してありますので、それを参考にしていただければと思います。

5、の処理計画ですけれども、7種類に分かれております(1)の収集運搬計画については一般の家庭系のごみであります。可燃物から清掃土砂まで 23.312 t で前年と比較しまして 319 t の増であります。ここで 19 年度と変わった部分はペットボトル類とありますが、これの収集回数が月 1 回になっております。次ページからは、変更部分のみ説明させてもらいます

冒頭で話しましたが、平成 20 年4月から行う西部地域の「その他プラ」 分別については今後更なる周知の徹底を図り資源化率の向上を目指す。とい うところが変わっております。その次にア~クまでありますが、オのところ の下、乾電池・燃料灰は、その内容が分かる袋に入れ「乾電池・灰」と明記 する。とするところの乾電池・灰と明記するところが変更になっております。

- (2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬計画についてですが、どこも変更になっておりませんが、運搬及び処理先は横手衛生センターと雄物川衛生センターの2施設で処理しております。次に5ページになります。
- 6、の中間処理施設及び処理量になります。左から施設名及び公称能力 所在地 種類別搬入量 残渣量及び処理方法になっております。これにつきまして説明したいと思います。種類別に一般家庭ごみ・事業系及び多量ごみの可燃物・可燃性粗大物 東部環境保全センターになっておりますが、13.950 tになっており昨年と比較して 412 t 少なくなっております。この数値につきましては、19 年度に計画値された東部の数値から東部で実際に処理された実績 推定値も加算されておりますがこれを比較して算出した数値です。それから残渣量の処分方法ということで焼却残渣 1.414 t であります。1 9 年度と比較して 220 t 減にしております。

次に同じ東部環境保全センターですけれども、リサイクル工場に新たに変わったところです。これに関しては種類別に一般家庭ごみ・事業系及び多量ごみの可燃物・可燃性粗大物が 2.477 t となっており 345 t 減っております。これにつきましても昨年の資源ごみの量と不燃ごみの量を算出しまして、それに基づいて算出したものです。次が南部環境保全センターです。種類別に一般家庭ごみ・事業系及び多量ごみの可燃物・可燃性粗大物を合わせまして9.246 t であり 269 t 処理量が増えた計画をしております。焼却残渣につきましても937 t ということで 188 t 増えております。

次に西部環境保全センターですけれども これも考え方は上と式は同じですけれども 3.106 t、前年と比較した計画値と比較しまして 484 t 少なくなっております。焼却残渣については 315 t で 52 t の減であります。これも上の式と同じに算出しております。

次にペットボトル等処理ですが、一般家庭からのプラスチック製容器包装類・ペットボトルと二つですが 602 t で、前年計画から比較しますと 24 t と数量的には少ないですけれども、西部地区の地域のプラごみ分別が始まるということで増えております。

横手衛生センターと雄物川衛生センターですが、横手衛生のし尿一 28.250 kl 浄化槽汚泥—11.920 kl 焼却灰—104 t という数値になっております。雄物川衛生はし尿—9.835 kl 浄化槽汚泥—6.809 kl というかたちになっております。施設ごとに分かれておりますが、東部保全センターからペットボトル等処理センターまでごみの量ですが 合わせたものが 29.381 t あります。それから残渣については 2.937 t であります。し尿の方につきましては、横手衛生センター・雄物川衛生センター合わせたものが 38.085 kl であります

7、最終処分計画ですが、(1)の最終処分場の概要に入りますがこれについては、平鹿町の方に南東地区最終処分場がありこれの施設概要 大森にある西部地区最終処分場の施設概要 これらは変わっておりません。平成19年度から平成21年度までの3年間は、西部地区最終処分場に集中埋め立てを行う。(平成27年度の施設統合に向け、西部地区最終処分場を早期に閉鎖する必要があるため)です。

- (2) の最終処分量です。種別に可燃物焼却残渣 資源物・不燃物選別残渣 側溝清掃汚泥これの合計が 3.613 t であります。平成 19 年計画に比較しまして 38 t 増えたといえます。
- 8、一般廃棄物排出の抑制のための方策です。アからエまでありますが昨年と変更になった所をひろっていきます。
 - ア、二番目の※印 19 年度は事業系紙類一<u>事業系資源ごみ</u>の資源化の 促進を図る
 - イ 19年4月から統一された家庭系可燃ごみとプラスチック製容器包装類の指定ごみ袋による回収と分別収集の周知を図る事によ
 - り、ごみ質の平準化と焼却施設の延命化に供する措置を講じていく。 ウ なし
 - エ 最後の※印 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の推進(下 水道維持化との連携)
 - 9、その他ですが(1)から(2)までは変更ありません。
 - (3) の※印 直接搬入する際の時間は、原則として月曜日から金曜日 の午前8時30分から午後4時30分までとする。19年度は午後5時まででした。
 - (4) の直接運搬する場合の施設利用手数料は変更ありません。
 - (5) 一般廃棄物収集運搬業等許可業者の1) し尿・浄化槽汚泥は変更 ありません

2) ごみ・粗大ごみ(市の委託業者含む)の事業所が3社減っております。

以上 概略説明しました。

- 議長 大変丁寧な詳しい説明が1ページ~6ページにわたってありました。平成 20 年度一般廃棄物処理実施計画について、今の説明を聞いてご意見・質問が ありましたらぜひお願いしたいと思います。
- 柴田委員 先程 排出量の説明がされましたけれども、16 t の減ということでございますが前年度の人口割合が400人ぐらい減っているようで16 t 減ということになりますと、実質的には増になるのではないかと思われますがいかがでしょうか。

議長 今の件について事務局のほうでございますか?

- 事務局 前年の計画からしますと人口 400 人前後が減っている訳ですので、1 人 あたりに換算しますとごみの排出量が 16 t しか落ちておりませんので、今 柴田議員さんが言っておられたように一人あたりには増えているといえます。 宜しいでしょうか?
- 議長 関連してですが、県でも平成16年度時点ですが、一人あたり135gの減量を目標にしているわけでございます。全県的にみますと横手市の排出量はずーっと少ないわけですけれども、除々に増えていくのかと心配なところもありましてお尋ねしたところです。

今後の見通しについてどうなっているのでしょうか?

事務局 全県の実績といいますか実態調査を毎年行っているわけですけれども、私が今持っている17年度の実態調査をみますと横手市は一人あたり913gというかたちになっております。それから18年・19年とみていきますと下がっているのかなーと思われます。はたしてどこまで下がって逆に増えていくのか?という話になれば、できるだけ減らすような計画で事業を進めるということではいると思います。例えばハッキリした形で減る・増えるなどは分かりません。ただ全県的に横手市自体は少ない部類に入っております。特に多いのは秋田市の実績については一人あたり1.386gとなっております。 能代市が1.180g 隣の湯沢市ですが1.012g 大仙市では1.045gという数字になっておりますが、ただごみを減らすには更なる努力が必要かとおもわれます。

議長 よろしいでしょうか

- 佐々木委員 一般家庭系不燃物ですが、昨年は 451 t で 20 年度は 1.034 t 600 t 弱 も増えており
 - (建) ますが、かなりの増え方なので何か根拠があるのでしょうか?
- 事務局 19年度の分別統一を踏まえまして、先程の説明でもありましたが今年度から南部地区では不燃物の出し方、収集が変わりました。今までであれば南部地区の方で粗大ごみとしてしか出せなかった物が、不燃物という新しい形で増えることからいままで出せなかったものがたぶんに対処できるようになったことが主な要因になっています。南部地区のほうで分別統一する前ですけれども、ガラス・せともの類という種類があったのですが、そちらも含めてコンテナボックスに入る物であれば不燃物の日に出して下さい。
- 議長 今の件についてですが、私は十文字でしてごみの分別収集が前と違うということで、時々見にいきますと以前出せなかったものが出せるということで増えるのは当然だと思います。南部のほうでようやくあれだけ分別を良くやられてきたのが、壊されてしまい結局このようなことになったわけですが、多分にして十文字もそれぞれ団体でごみを減量するにはまず何が出来るかと、一人一人が努力することによって減るのは何かということに視点をおいて一生懸命やられている訳ですので、それには生ごみをいち早く取り組もうということでやっていることですからそれだけは減らすことが出来る あるいは紙等についても自分の家から離れれば良いというのか、60代以上の方が紙を集めていち早く持ってきてくださる、三日後に親子会の回収があるにもかかわらず出してしまう。ですから市民一人一人がリサイクルするという視点をもっと自覚してもらわないとごみは減らないと感じている。
- 照井委員 西部地域に住んでいるのですが、5ページの資料で提示したいとおもいます。市内にある焼却後のいろいろなごみを最終処分場として西部処分場に運ばれて、全部西部に持ってきて埋め立てをするような予定になっているようですけれども、西部地区に最終処分場を作る際には二十年間自由に埋め立てすることから地盤などは心配ないと聞いておりましたが、この計画によって急激に処分量が増えてくるわけです。それによって環境悪化がないか心配です。一番底には丈夫なシートを敷いて地下水の影響もないと聞いておりましたし、あるいは雨水の流出について下流への水の悪化もないと聞いておりました。そのようなてだてが果たして成されるか聞きたいです。
- 事務局 西部最終処分場を早期に埋め立て終了させるということですが、平成 27 年度に統合施設という形で一つの施設にしようということで西部地区も南東地区も閉鎖されるということです。西部の環境保全センターについては、隣

接しております最終処分場からでる進出水を冷却水にして外には放流しないかたちをとっております。ですから焼却場が停止されますとその分が無くなるということで

- 佐々木委員 先程副市長さんの話でも地球温暖化がありましたけれども、私も関心があり、それに積極的に参加しようという予算でないと市民に伝わらないと思います。昨年がこれくらいだから今年はこれくらいなど なおざりではいけない。予算が下がったらどうして下がったか明確にしてほしい。予算が下がるのは時代にそぐわないのではないでしょうか? いかがでしょうか
- 事務局 佐々木さんの言われたようなことは市として当然検討していかなければいけないのですが、ただ現実問題としまして今いったような具体的な策があるわけではありませんが、分別を徹底して可燃ごみを減らしていくようなことは考えております。他に生ごみを焼却するのではなく、発酵させて電気をおこすとか 肥料にするなどごみとしないで利用していこうとする構想がある。
- 議長 これまで6名の議員の意見がありましたように、このような意見を取り入れましてごみ減量化に奉仕したいと思います。次に2) 廃棄物中間処理施設設置に関する経緯について の協議に入ります。
- 事務局 資料②をご覧下さい。参考資料もつけておりますが、こちらはH18年8 月の審議会に出した資料です。初めてのかたも居られるので参考まで見ておいて下さい。

雄物川大沢の鳶ヶ沢地区という所に建設予定の廃棄物中間処理施設です。 平成 18 年 8 月に保全審議会で報告、協議いただいた。その協議の内容とその 後ですが、この施設の建設は合併前の平成 17 年 9/28 日に旧雄物川町と、雄 物川地区・鳶ヶ沢に事業受入の意向を受けまして秋田市のM・R・Sコーポ レーションと環境保全協定書を結びました。具体的には三点

- 1、 施設建設にかかる県の許可
- 2、 建設予定地の農地転用の許可
- 3、 予定として一般廃棄物の処理を対象としていることから一般 廃棄物処分業の許可 以上です。

会社側は手続きの第1段階として県の施設建設許可申請のかかる事前業務を開始しております。この事前業務は施設から半径500m以内の町内会等との同意が必要ということから合併後に地域住民や地権者から文書を取り付け、作業に入ったわけですけれども、県との調整のなかで地裁内容等ありまして何回か貰い直しております。最終的に県との事前協議書を提出したのはH18.5/26になっております。6月から県が市に対しまして当該

事業に対する市の意見書の提出を求められている。市としましては隣接する町内の意見集約もかわしまして8月2日環境保全審議会・8月3日廃減進等審議会の意見書や環境保全協定書を多少修正しまして8月21日に県に対し意見書を提出しております。提出した意見書について施設建設許可申請の中にある半径500m鳶ヶ沢地区だけでなく近隣の大沢地区住民を含めた住民と信頼関係の構築を制定することを市として求めまして、署名には記載しておりませんが大沢地区住民が財政面条項令の説明を行うように口答で求めたところであります。出来るだけ早い機会に説明会を望んでいたわけでしたけれども、会社としては県の事前協議や農振除外等のことが終わらないと事業そのものがわからないという状態では説明してもなかなか難しいということで、ある程度条件が整った場合にやるとなっていた次第です。

県や東北農政局と協議をしておりまして、ある程度めどがたったという ことでH19.9/23 に第1回大沢地区住民説明会を行っており 60 名参加して おります。10月3日にも説明会を行ってその際には30名参加しており、 その出席した訳ですけれども両方とも当初からかなりの強い拒否反応があ りまして感情的な反発もありました。その後会社と地元住民との直接的な 会は行われておりません。これは大沢地区に知らされたのがこの話が持ち 上がったときから二年近くも経過していたということで住民として反発を もったわけですが、会社としては着工予定のめどが付いたので説明会を開 いたということですが、なかなか理解してもらえなかったということです。 そうこうしているうちに大沢地区住民が反対運動を開始しまして10月中旬 から反対署名を集めました。10月25日 議会、市長に対して反対する陳 情が提出されました。これを受けまして議会は12月の通常審議が行われま した。議会としてつかめない状況で事業説明を更に行うべきというような ことが話あわれました。市では、年明け早々に住民説明を行うため大沢部 落の会長さんと話をしていたところであります。ところが年明け1月2日 当初予定しておりました鳶ヶ沢集落の方達が集まり相談しまして事業同意 を撤回するということを決めました。1月7日に大沢部落の代表の方が会 社に同意書撤回文書を送付しております。市として聞いたところ反対して いる大沢集落に鳶ヶ沢集落の住民が配慮したようです。同意書撤回は1月7 日以前・以後も有効 会社側は工務に支障なしということで着々とすすめ ている。それに対し鳶ヶ沢住民のほとんどが建設反対を今も続けている。 感情的なもつれからこのような事態になっておりますが、両方の立場にな って解決の糸口を見つけていきたい。地元住民には事業説明を聞いてもら えるように努力しておりますし、会社側には見切り発進しないように要請 しております。がなかなか解決方法が見つからないのが実情です。この間 も農振の除外で東北農政局と話がありまして1月29日横手農業振興地域整 備計画の変更ということで公告縦覧中でございます。このようなことで住 民と会社側の中間に入って説得しておりますが、解決方法がみつからない のが実情です。

質疑

佐藤委員 これに関してですが、私は県南漁業の役員をやっている関係上、雄物川もようやく"かじか"が昔に返ってきたと喜んでいる最中にこの問題がでてきたと、ところが県南漁業には話が全然ありません。河川敷などさくらで整備されて川をきれいにしようとしているところなので話がないのはおかしいのではないか?合併3日前に調印になっているらしいが議員の人がたは殆んど知らない、そういう話が聞こえてきて大沢の住民は全然話にならないと、しかもあちこちで建設を断られていた物がなぜ大沢に来るのか、そのあたりの感情があり98%の方々が反対している。

議長 この審議会で決定することではないので、参考までに報告は受けて おきます。

小玉委員 報告だけ聞くのでは、審議会で話合うのはおかしいのではないですか

事務局前回の審議会のときも報告したので流れを知ってほしいです

黒政委員 雄物川の住民です。そのような(土地の確保)話がある時点だと良かったのですが、大沢地区は団結力のある地域なので相当むずかしいのではないでしょう

事務局 会社自体も地元住民と上手くやっていかなければ、成り立っていかない という姿勢でおります。会社側も説明をしていきたい考えです。

議長 次に移りたいと思います。3) 横手市地域「循環型社会形成推進地域計画」について

事務局 国の公金をかけて、新しいごみ処理施設を計画のため必要な計画でありまして、昨年の2月に策定されております。この計画ですが、市の一般廃棄物基本計画にあります排出抑制、資源再生利用をうたった計画です。

小玉委員 ペットボトルのことですが、今まで通りのリサイクル処理の仕方で良い のですか、横手市としての方向性を知りたい。 事務局 現状どおり圧縮・梱包をし、適正なリサイクル処理の可能な施設への引渡しを考えております。

議長 4) その他に移ります。何かありませんか?

熊谷委員 ごみ袋の件についてです。12、3回古いごみ袋に入れて、ごみを置かれた方がおります。地域局にも会があるごとに、お金を出して買ったごみ袋をなんらかの方法で利用できないかと言ってきました。先般由利本荘市のほうでは、交換ということでした。横手市でもそのように出来ないでしようか?今 ごみの減量・リサイクルと叫ばれているなか、旧ごみ袋は焼かなければならないのか?という相談を受けたので、どうか審議してもらいたい。

議長 どうでしょうか?前にもその話があり、まだ旧ごみ袋が残っているので 使用期間を延ばしてもらえないかという話でしたね

事務局 こちらの方でも、いろいろな要望・おしかりの言葉など昨年8月から受けておりますけれども、9月末まで新・旧どちらも収集する体制をとっておりました。ただ収集は市の義務であるので、旧ごみ袋の場合一旦は置いて来るのですが、その後の回収時に集めてくれるように業者に頼んであります。

熊谷委員 十文字ですが、旧ごみ袋の場合は置かれていかれた ということでした。

小玉委員 交換出来る対策をとってほしいです。シールを貼られて次回に回収して くれるといっても体面上善くないと思う方もいます。

黒政委員 私の近くでは、交換できないということで、婦人会が先にたって他の用途に利用したり、近所の人にあげたり、ボランティア袋に寄付して使い切るようにしておりました。今更交換となると、いろいろ問題が起こると思うので交換は出来ないと思います。

小玉委員 使い切った人方はよいのですが、まだ持っている人達の救済をして ほしい

熊谷委員 私は、環境課のほうで後々の配慮までしっかり取っているということで 安心しました。ありがとうございます。 議長 他にありませんか?

赤川委員 お願いですが、何事も早目の報告をしてほしいです。後から教えられると腹が立ってしまうので、一歩手前で"こういうことがある"と話していただければ、それなりに理解しながらやっていけるとおもいますので、早日・早目のお知らせをお願いします。

事務局 有難うございます。

議長これで審議会を終了いたします。ありがとうございました。

以 上

平成 年 月 日

議事録署名委員

Ð

議事録署名委員

句